

処遇改善加算の見える化要件[2024(R6).06.01]

【「見える化要件」とは】

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、「介護サービス情報公表システム」や事業者のホームページを活用する等して、外部から見える形で公表することになっています。

【職場環境要件の提示について】

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

<入職促進に向けた取り組み>

- ☑ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ☑ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

<資質の向上やキャリアアップに向けた支援>

- ☑ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ☑ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

<両立支援・多様な働き方の推進>

- ☑ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- ☑ 有給休暇が取得しやすい環境の整備

<腰痛を含む心身の健康管理>

- ☑ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ☑ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

<生産性向上のための業務改善の取組>

- ☑ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

<やりがい・働きがいの構成>

- ☑ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供